

高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和７年度分・第２期）に係る 受託候補者選定要領

1 総則

高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和７年度分・第２期）に係る受託候補者を選定するため、選定方法など必要な事項について、この要領に定める。

2 企画提案書等

「高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和７年度分・第２期）公募型プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案者から提出されたもの。

3 選定員

選定審査は、以下の者で行うこととする。ただし、選定員がプレゼンテーションに出席できないときは、当該選定員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

【Ｆ施設群】

- (１) 高松市 環境局長
- (２) 高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課長
- (３) 高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長
- (４) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課長

【Ｇ施設群】

- (１) 高松市 環境局長
- (２) 高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課長
- (３) 高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長
- (４) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課長

【Ｈ施設群】

- (１) 高松市 環境局長
- (２) 高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課長
- (３) 高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長
- (４) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課長

【Ｉ施設群】

- (１) 高松市 環境局長
- (２) 高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課長
- (３) 高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長
- (４) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課長

- (5) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化財課長
- (6) 高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 美術館美術課長

【J 施設群】

- (1) 高松市 環境局長
- (2) 高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課長
- (3) 高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長
- (4) 高松市 都市整備局 交通政策課長
- (5) 高松市 都市整備局 道路管理課長

4 選定方法

受託候補者の選定は、見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、次のとおり行う。

- (1) 選定員は、企画提案書等の記載内容等を評価し、「高松市市有施設LED化業務委託（令和7年度分・第2期）公募型プロポーザル選定基準」に基づき、各評価項目（二酸化炭素排出削減量及び提案価格による評価を除く。）を、0～5点までの6段階で評価する。
- (2) 各採点表を集計し、各選定員の評価点の合計を総合点（各施設群選定員数×100点を満点とする。）とし、総合点が最も高い企画提案者を、提案評価第1位として選定する。ただし、総合点を、評価した選定員の人数で除した平均点が5割に満たない場合は採用しない。
- (3) 総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、「LED導入による効果点」が高い企画提案者を提案評価第1位として選定する。「LED導入による効果点」も同点の場合は、選定員間で協議し、提案評価第1位を決定する。
- (4) 提案評価第1位の者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者及びそれ以降順位者の繰上げにより、新たに優先交渉権者として手続きを行うこととする。
- (5) 企画提案書の書面審査のみ実施し、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

5 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」上で受託候補者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課窓口で問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とする。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。